



ROTARY CLUB OF OSAKA JONAN

WEEKLY BULLETIN

創立 1969. 5. 30
幹事 金山信利

会長 小林正啓
会報委員長 元氏成保

Rotary 

Serve to Change Lives

奉仕しよう みんなの人生を豊かにするために

2021-2022年度国際ロータリー会長 シェカール・メータ

RI 2660地区
大阪城南ロータリークラブ
NO. 2503
2021-10-1
事務所 〒542-0012 大阪市中央区
谷町9丁目1番22号NK谷町ビル407号
TEL(06)6796-9898 FAX(06)6796-9899
<https://osakajonan-rc.org/>
E-mail:johanan25@crocus.ocn.ne.jp
例会場 シェラトン都ホテル大阪 上本町6-1-55
TEL (06)6773-1111
例会日 金曜日 12:30

本日の例会) 10月1日(第1例会)ハイブリッド

●例会場 シェラトン都ホテル大阪 3階 金剛の間

●表彰 ・ホームクラブ連続皆出席

小林(正)(10) 三宅(10) 恒元(10)
佐伯(10) 各会員

●お祝 ・誕生日

小林(治) 中谷 境 山本(英)
勝島 各会員

・入会記念日

小林(治) 松田 内藤 西谷
山本(智) 各会員

・会社創立記念日

元氏 永井 上 山本(智) 勝島
各会員

●卓話 「今般の地区、クラブ、社会奉仕委員会の役割」

地区社会奉仕委員会 副委員長
山村久幸氏
(松田振興社会奉仕委員長担当)

●理事会 11:30~12:10

シェラトン都ホテル大阪 3階 ホワイエ

●クラブフォーラム(社会奉仕)

14:00~15:30

場所:JASSO 大阪日本語教育センター
題目:補助金プロジェクト人道的活動
留学生食堂の安定的営業への支援と
食育 贈呈式

次週のお知らせ

10月8日(第2例会)

●例会場 シェラトン都ホテル大阪 4階 大和の間

●卓話 「ポスト・コロナを考える」

浅井 晃会員

次々週のお知らせ

10月15日(第3例会)

●例会場 シェラトン都ホテル大阪 4階 大和の間

●卓話 「私の仕事」

細川直人会員

先週の記録) 9月10日(第2例会)ハイブリッド

●出席報告

出席会員 35名 (内免除会員 5名)

会員総数 47名 (同上 13名)

ゲスト 0名

ビジャー 0名

計 35名

ホームクラブ出席率87.50%

8月27日(第4例会)補正出席率100%(MU11名)

◆会長の時間◆

当クラブの財政危機は、2011年度に始まり、食事会計の一般会計への組み入れが行われました。その後2014年、2015年と赤字会計が続き再度見直しが行われています。2016年、2018年は緊縮予算を実施し、赤字会計を一応回避したようですが、2018年度は50周年ということもあってか会計を見直した形跡はありません。2019年以降は、コロナ禍により食事代が浮いたことが、結果的に健全財政をもたらしています。これは一過性の事態であり、財政危機の根本要因である会員減少傾向は今後、当面続くためコロナ禍後の赤字化は十分予想されるところです。当年度はコロナ禍が続くことと、事務局交代に伴う人件費の増加が確定していることから、財政の見直しに着手できませんので、次年度以降の課題としてご検討をお願いします。

◆幹事報告◆

○10月1日のクラブフォーラムはコロナの状況を垣間見て日本語学校との協議した結果、中止とし贈呈式のみ行います。

○10月1日に予定しておりました細則改正の臨時総会も中止と致します。

○可能性は低いと思われますが、再延長・蔓延防止等重点措置が発出されない場合は10月1日より通常例会となります。よろしくお願い致します。

◆委員会報告◆

ロータリー財団・米山奨学委員会 村上泰啓委員長
「地区ロータリー財団セミナープログラム」が、9月4日14:00~17:00までZoomウェビナー方式で行われ参加してきました。吉川ガバナーや村橋ロータリー財団委員長はじめ各小委員会委員長、元ロータリー財団奨学生の発表が行われました。

このセミナーの詳細は、地区のホームページにアップされていますのでご覧ください。要するにロータリー財団の意義・趣旨を各会員にご理解頂きたい。そしてロータリー財団へのご寄付をお願いしたいという話でした。皆さんにロータリー財団へのご協力を改めてお願い致します。

〈4つのテスト〉言行はこれに照らしてから

真実かどうか

みんなに公平か

好意と友情を深めるか

みんなのためになるかどうか

卓話

9月10日〈第2例会ハイブリッド〉

「夫婦別姓について考える」



尾崎敬則会員
選択的夫婦別姓については、平成8年に法制審議会の検討も終えて夫婦同姓制の改正の方向を示す法律案の要綱が答申されています。また、夫婦同姓について、我が国が批准している女子差別撤廃条約に基づく女子差別撤廃委員会から、平成28年には三度目の是正勧告がありました。更に、国内でも全国の地方議会からも選択的夫婦別姓制度の導入や国会審議促進を求める意見書が出ています。

一方、現実社会では女性の有業率の上昇、共働き世帯の増加、その他社会の変化、選択的夫婦別姓制の導入に好意的な世論調査の結果があります。このような時代の変化を受け最近、住民票等に旧姓併記ができるようになりました。また、これに先駆け平成29年9月以降、国家公務員の旧姓の通称使用を政府は認めました。今日は、このような状況の下での夫婦別姓制を考えてみたいと思います。

まず、選択的夫婦別姓といつても、これには2つの考えがあるようです。民法上選択的夫婦別姓とするものと民法上は同姓とし、戸籍上の姓を選択的に夫婦別姓にするというものです。ところで、夫婦同姓には次の問題があるとされています。まず第一に、婚姻するに当たり望むと望まないと関わらず、妻または夫が相手の姓に改姓することを強要される、という問題です。第二に、旧姓を使えず改姓をした人にとって社会生活上不便だという問題です。第三に姓が変わることで、婚姻や離婚の事実を周囲に知られてしまうというプライバシー、個人情報保護の問題です。選択的別姓制であれば同姓にしたい者はそれを選び、別姓にしたい者は別姓を選ぶという制度ですから、各個人の思いは果たされることになります。近時の婚姻率の低下、出生率の低下、様々な家庭の出現は家系の維持のための方策の検討が必要なことや、法が子どもとその両親の姓は同じでなければならないことを常に要求しているわけではないことを気付かせてくれます。

ところで今年6月、最高裁判所大法廷は民法の夫婦同姓制、そして夫婦が称する姓を婚姻届の必要的記載事項と定めた戸籍法の規定も憲法違反でない、と判断しました。ただ、この制度については先の大法廷判決同様、憲法判断と立法政策として妥当かどうかというのは別論で、国会で判断されるべき事柄であるとしています。その国会での議論は、3月、自民党内に「夫婦別姓制度を早期に実現する議員連盟」が設立され、他方これを良しとしない「婚姻前の氏の通称使用を拡大・周知を促進する議員連盟」も設立されました。このように自民党の中でも割れているのです。衆議院議員選挙を控え、各政党がどのような公約を出し、国民がどう判断するのか興味深いところです。



▲村上R財団・米山奨学委員長



▲ロータリーの鐘

にこにこ箱

9月10日(第2例会ハイブリッド)

- 久ぶりの卓話です。よろしくお願ひします。
尾崎(敬)会員
- 本日5:30より毎日放送で「パデル」が生放送されます。よろしければご覧ください。
村上会員
- 10回連続出席ありがとうございます。20回目指して出席します。
青野会員
- 他、お祝い 2件

9月ニコニコ合計 87,000円

(編集担当 野村・遠田)

会員増強にご協力を!!